

七世紀後半における公民制の形成過程

仁藤敦史

The Formation Process of the Subject System in the Second Half of the Seventh Century

NITO Atsushi

はじめに

- ① 公民制の成立過程
- ② 食封と造籍

おわりに

【論文要旨】

本稿は、七世紀後半における公民制の整備過程を検討することを課題にした。¹⁾この時期は、旧来の国造制度から八世紀初頭に成立する郡制への転換期に相当する。

部民集団を母体とする五十戸は必ずしも部名五十戸と表記するとは限らず、反対に非部名五十戸のミヤケ系列も国造や渡来系の人間集団を前提に組織していた。非部名五十戸だから領域的であるという単純な議論は成立しない。また、五十戸には課税単位の性格が強く、律令制下のように戸口全体の把握はまだ不要であり、評と五十戸の行政的な重層性は、当初は弱かつた。

大化期の政策は、豪族が己民（部曲）を置いて駆使しているとの現状認識に対しても「子代」と「部曲」を合わせた「品部」全体を国家民とする理念が宣言されたが、具体的な政策は子代からの仕丁の献上による「国家民」化だけであり、豪族部名を付せられた「部曲」の王民化は、天智期における民部・家部の設定まで遅れ、その内容も數

量的把握と限定にすぎず、名目的な仕丁や戸別（男身）の調に留まり、王族や豪族の有する権益はあまり変化せず、天武期以降の部曲廃止において公民制への転換が可能となつた。

甲子の宣により、中央氏族の「甲子年諸氏系譜」認定と、大氏・小氏と伴造等の民部家部・部曲は、氏別にまとめられ、庚午年籍とは補完的に扱われた。中央・地方の氏別編成を除外したところで、課税単位としての五十戸編成がおこなわれるという二元的な編成であり、領域的な編戸としては不十分な段階であった。

庚午年籍において全国化した旧部民・ミヤケ系人民の五十戸編成の例外なものは、中央・地方の氏だけでなく、白村江の敗戦以降における戦時体制の構築において同様な義務的負担を課された王子宮や寺社なども対象であった。

【キーワード】五十戸、公民制、甲子の宣、庚午年籍、部曲